主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人大塚一男の上告趣意は、事実誤認、単なる訴訟法違反の主張であつて、刑 訴四〇五条の上告理由に当らない。(なお原審に所論の違法はない。判例集七巻四 号七一三頁参照)。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められ ない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で 主文のとおり決定する。

昭和三〇年四月七日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	真	野		毅
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	λ	ΣT	俊	郎